

## 令和6年度 岡山市立岡輝中学校 部活動ガイドライン（活動方針）

### I 本校が目指す部活動

（岡山市が目指す部活動）部活動を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや文化・科学に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようになる。

部活動の意義（本校で特に大切にしたいこと）

#### 【学校教育目標】

人間の尊厳に目を開き、「自主」「努力」「友愛」の精神に充ちた生徒の育成

#### 【岡輝学区めざす子ども像】

自ら学び自ら考える力と仲間とともに支え合い生活する力を身につけ、社会に貢献する子ども

◇自分を高める生徒 ◇共に生きる生徒 ◇人の役に立つ生徒

これらを踏まえ、学校教育の一環として、文化的・体育的な活動を通して健全な心身の発達をはかり、よりよい社会人となるための教養を高め、文化的・体育的活動の進展に努めるとともに豊かな人間関係を育てることを目的とする。

### II 部活動の運営について

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### （1）活動方針の策定

- ① 部活動に係る活動方針を作成し、学校ホームページで公開する。
- ② 各部で必要に応じて保護者会を開催し、活動方針や年間の活動計画を確認する。また、顧問は月ごとに活動計画表を作成して配布する。

##### （2）指導・運営に係る体制の構築

- ① 実技指導を奉仕できる教職員が得られ、施設設備および予算の確保が可能な部を設置する。
- ② 部の新設および廃止は、生徒の要求、生徒や教職員の数、施設などの関係により職員会議で決定する。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

### (1) 適切な指導の実施

- ① 「運動部活動での指導のガイドライン」(文部科学省)、「運動部活動 Q&A」(岡山市中体連)等の資料を参考に、生徒の健康管理に関すること・体罰、ハラスメントに関すること、いじめに関すること、会計管理に関すること等についての校内研修を行い、適切な指導を実施していく。
- ② 顧問は生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒それぞれの目標が達成できるよう種目の特性を踏まえた科学的トレーニング等を導入し、休養を適切にとりつつ短時間で効果の得られる指導を行う。また、専門的知見を有する教職員や外部指導者、養護教諭等と連携・協力しながら指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

### (1) 休養日

- ① 週あたり2日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日(原則水曜日)、週末の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ② 長期休業中の休養日設定については、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとする。

### (2) 活動時間

- ① 平日は2時間以内、休業日は3時間以内とする。ただし、大会等への参加によりやむを得ず週末に活動した場合は、代替え休養日を確保する。  
※「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。身体的トレーニング効果が期待される活動時間のことである。

#### ② 期間および時間

| 期 間                  | 最終下校時刻 |
|----------------------|--------|
| 4月・5月・6月・7月・8月・9月・3月 | 18:00  |
| 10月・2月               | 17:30  |
| 11月・12月・1月           | 17:00  |

※校門を出る時間

- ③ 公式大会およびコンクール1週間前は、30分の活動時間の延長を認める。  
※活動時間を延長する場合は、教職員・保護者の了解を得ること。
- ④ 事前に計画表を作成するなどし、効率的かつ計画的に活動していく。生徒はもちろん、教職員の負担とならないよう配慮していく。
- ⑤ 計画表を作成したら、保護者への配布を確実にを行う。全職員が確認できるよう取りまとめておく。

### (3) 早朝練習 (一日の活動時間に含む)

- ① 活動時間は7:30~8:10までとする。
- ② 生徒は7:10より前には登校しない。また、朝練後に朝の会に遅れないようにする。

## **4 安全管理と事故防止について**

### (1) 生徒の安全確保について

- ① 活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
- ② 生徒の体力や技能を踏まえた活動計画を作成し、心身の疲労により学習や生活等に支障をきたすことのないよう配慮する。また、大会や対外試合などの参加が過密にならないよう、生徒の安全や健康に配慮した計画を立てる。
- ③ 気候変動等により、暑熱環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の熱中症事故の防止等、生徒の安全確保には十分注意する。顧問は、活動前後の健康観察実施、こまめな水分や塩分の補給、休憩時間の確保、暑さ指数等を参考に活動内容等を適切に判断する。
- ④ 活動場所や施設、道具等の安全点検を定期的に行い、担当者に報告する。異常が見られる場合は速やかに対応する。
- ⑤ 感染症対策に十分注意して活動を行う。

### (2) 事故の防止、事故の対応について

- ① 全職員に AED、担架、救急箱の設置場所を周知し、適切に取り扱うことができるようにする。事故発生時の連絡体制を全職員で確認し、万が一事故が発生した場合や緊急時には、迅速に対応できるようにする。
- ② 急激な天候の変化（大雨、雷、オキシダント等）の際には、活動を停止し安全な場所に避難させる等迅速な対応をとる。

## **5 その他**

- ・本ガイドラインは、岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン」に準じるものとする。
- ・文化部活動（吹奏楽部・文化活動部）については、当面は本ガイドラインに準じた扱いとする。